

特集

地域保健法 20 年

1997(平成 9)年に地域保健法が完全施行されて約 20 年が経過しました。地域保健法は保健所法〔1947(昭和 22)年制定〕の改正法であり、地域保健に関わる対策を総合的に推進するために国、都道府県、市町村が講ずべき施策を規定する法律です。保健所のみならず、地域保健全体の制度、システム、実践を支える法的な基盤となっています。

本特集は、成立から 20 年が経過した地域保健法の下で、地域住民の健康の保持・増進のために、どのように地域保健体制が構築され、どのように地域保健活動が実践され、そしてどのような成果が得られたかを総括するとともに、今後、地域保健をどのように発展させていくべきかを議論することを目的として企画しました。

前半の 3 編は、わが国の公衆衛生の黎明期、保健所法、地域保健法、そして将来という時間軸の上で議論を展開しています。地域保健法が長い議論を経て完成されたこと、そして、地域保健の基本的な考え方は過去、現在、未来にわたってぶれていないことが分かります。

後半の 5 編は、地方公共団体(都道府県、市区町村)、保健所(都道府県保健所、市・特別区保健所)、地方衛生研究所という空間軸の上で議論を展開しています。地域保健法の施行後にそれぞれの役割や連携の形が大きく変わり、かつ多様になったこと、そしてそのような変化に柔軟に対応しつつ、地域の健康問題に組織的、意識的、継続的に取り組む姿勢は変わらないことが分かります。

本特集を通じて、地域保健法によって変わったことと、変わらないことを見極めて、今後の地域保健の発展のためには何が必要かを見出していただければ幸いです。

武村真治(国立保健医療科学院政策技術評価研究部上席主任研究官)